

# 少子化対策と仕事と子育ての 両立支援策について

厚生労働省

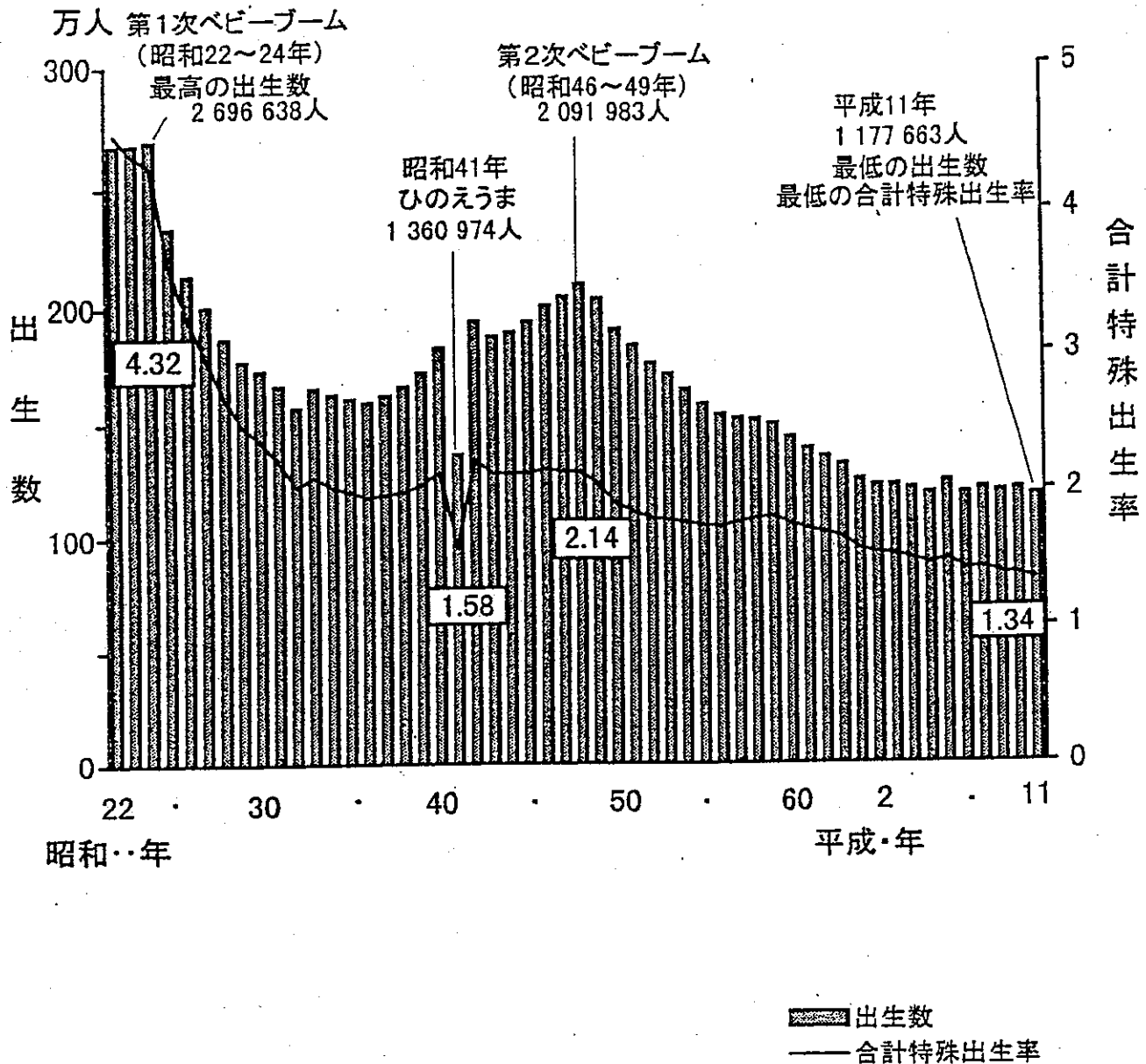
## 少子化対策の経緯及び施策について

○平成11年の合計特出生率は1.34と過去最低になるなど、近年、我が国においては、急速に少子化が進行。

○家庭や子育てに夢や希望を持てる社会の構築に向けて、政府及び関係各界各層が一体となって総合的な少子化対策を推進しているところ。

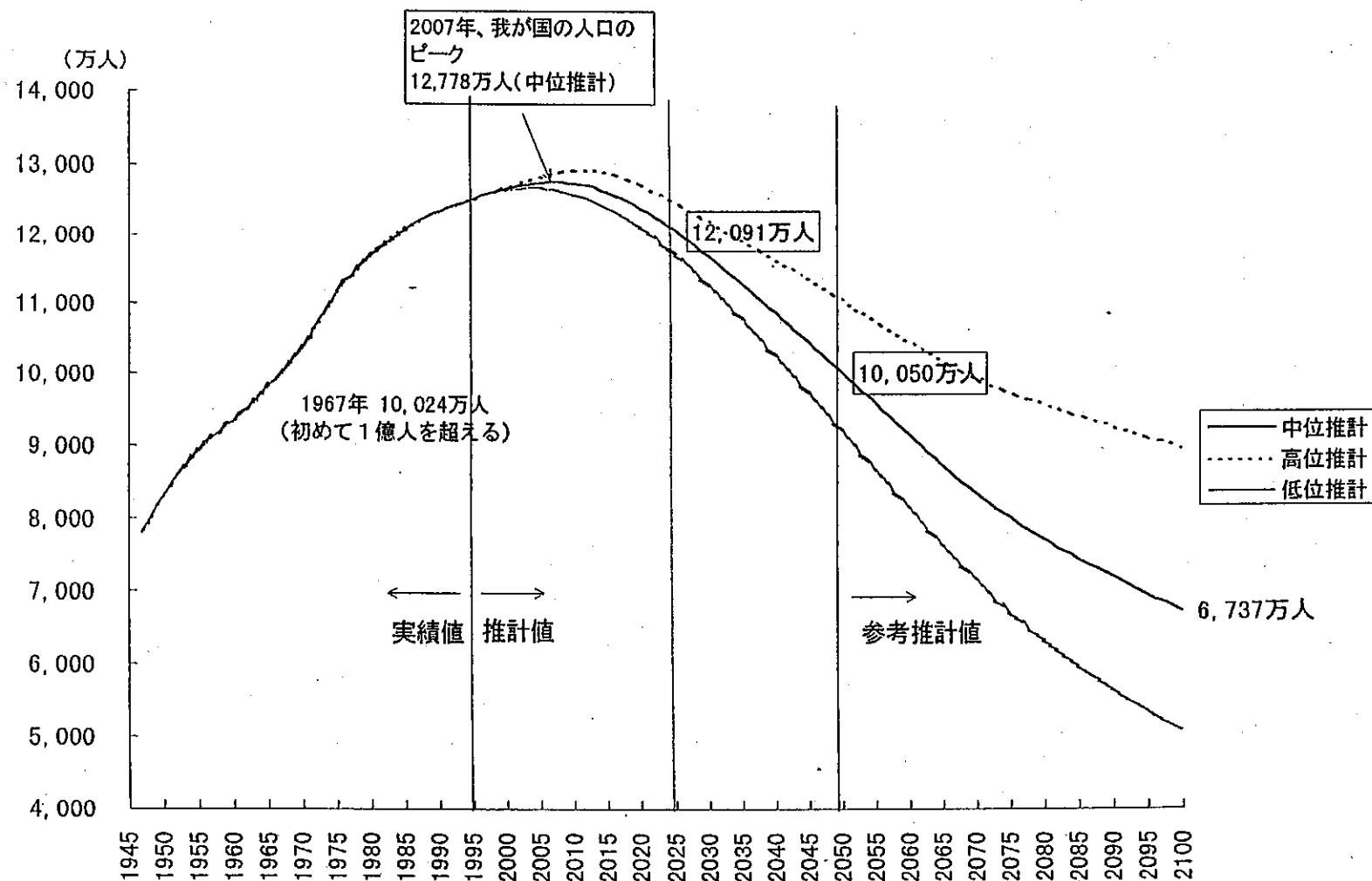
|          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 平成 2年 6月 | 「1.57ショック」（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年（丙午）の1.58を下回る） |
| 2年 8月    | 「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置          |
| 6年12月    | エンゼルプランの策定<br>緊急保育対策等5か年事業の策定（平成7～11年度）     |
| 9年10月    | 人口問題審議会報告                                   |
| 10年 4月   | 改正児童福祉法の施行                                  |
| 6月       | 厚生白書（少子化問題を考える）                             |
| 12月      | 総理主催「少子化への対応を考える有識者会議」からの提言                 |
| 11年 5月   | 「少子化対策推進関係閣僚会議」の設置                          |
| 6月       | 「少子化への対応を推進する国民会議」の設置                       |
| 7月       | 平成11年度第1次補正予算成立（「少子化対策臨時特例交付金」）             |
| 12月      | 少子化対策推進基本方針の策定<br>新エンゼルプランの策定（平成12～16年度）    |
| 12年 4月   | 「国民的な広がりのある取組みの推進について」（少子化への対応を推進する国民会議）    |

## 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



合計特殊出生率: 15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 総人口の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

# 新エンゼルプランの目標値について

平成11年12月19日 6大臣合意

|                      | 平成11年度                    | 目標値       |                  |
|----------------------|---------------------------|-----------|------------------|
| 低年齢児受入れの拡大           | 58万人                      | 平成16年度    | 68万人             |
| 延長保育の推進              | 7,000ヶ所                   | 平成16年度    | 10,000ヶ所         |
| 休日保育の推進              | 100ヶ所                     | 平成16年度    | 300ヶ所            |
| 乳幼児健康支援一時預かりの推進      | 450ヶ所                     | 平成16年度    | 500市町村           |
| 多機能保育所等の整備           | 365か所<br>(5年間の累計で1,600ヶ所) | 平成16年度までに | 2,000ヶ所          |
| 地域子育て支援センターの整備       | 1,500ヶ所                   | 平成16年度    | 3,000ヶ所          |
| 一時保育の推進              | 1,500ヶ所                   | 平成16年度    | 3,000ヶ所          |
| ファミリー・サポート・センターの整備   | 62ヶ所                      | 平成16年度    | 180ヶ所            |
| 放課後児童クラブの推進          | 9,000ヶ所                   | 平成16年度    | 11,500ヶ所         |
| プレープレー・テレフォン事業の整備    | 35都道府県                    | 平成16年度    | 47都道府県           |
| 再就職希望登録者支援事業の整備      | 22都道府県                    | 平成16年度    | 47都道府県           |
| 周産期医療ネットワークの整備       | 10都道府県                    | 平成16年度    | 47都道府県           |
| 小児救急医療支援事業の推進        | 118地区                     | 平成13年度    | 360地区<br>(2次医療圏) |
| 不妊専門相談センターの整備        | 24ヶ所                      | 平成16年度    | 47ヶ所             |
| 子どもセンターの全国展開         | 365ヶ所                     |           | 1,000ヶ所程度        |
| 子ども放送局の推進            | 約1,300ヶ所                  |           | 5,000ヶ所程度        |
| 子ども24時間電話相談の推進       | 16府県                      |           | 47都道府県           |
| 家庭教育24時間電話相談の推進      | 16府県                      |           | 47都道府県           |
| 総合学科の設置促進            | 124校                      | 当面        | 500校程度           |
| 中高一貫教育校の設置促進         | 4校                        | 当面        | 500校程度           |
| 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備 |                           | 平成12年度までに | 5,234校を目途        |

# 少子化への総合的な対応について

## 〈政府における取組み〉

少子化対策推進関係閣僚会議

→

(開催状況)

- ・第1回 11年 5月
- ・第2回 11年11月
- ・第3回、4回 11年12月
- ※「基本方針」のフォローアップのため、今後定期的に開催

★ 少子化対策推進基本方針（11年12月）

〔政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針〕

★ 新エンゼルプラン（11年12月）

〔重点的に実施すべき少子化対策の具体的実施計画 ※関係六大臣合意〕

## 〈広く国民的な取組み〉

少子化への対応を推進する  
国民会議

→

(労使などの代表者21人、  
有識者5人)

(開催状況)

- ・第1回 11年 6月
- ・第2回 12年 4月
- ※ フォローアップのため、今後定期的に開催

★ 「国民的な広がりのある取組みの推進について」  
(12年4月)

〔構成団体の取組み、国民会議としての取組みに  
ついて取りまとめ〕

☆ 「子どもを産み育てやすい社会を目指して」(12年4月)  
少子化問題についての共同アピール(日経連/連合)

☆ 家庭や子育てに夢を持てる社会づくりのための全国キャンペーンの実施(標語・シンボルマークの募集等)

☆ 少子化に関するシンポジウム等に対する後援

## 少子化対策推進関係閣僚会議の開催について

平成 1 1 年 5 月 2 1 日  
閣 議 口 頭 了 解  
平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日一部改正  
平成 1 3 年 1 月 6 日一部改正

1. 少子化に対応し、関係行政機関相互が緊密に連携して、家庭や子育てに夢を持てる環境整備を効果的かつ総合的に推進するために、少子化対策推進関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、経済財政政策担当大臣、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
5. 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

## 少子化対策推進基本方針(要旨)

少子化対策推進関係閣僚会議決定

### (基本方針策定の目的)

- 近年の出生率の低下は、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与える懸念。政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定。

### (少子化対策の趣旨)

- 少子化対策は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの。

### (基本的な施策)

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
  - 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
  - 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
  - 出産・子育てのために退職した者の再就職の支援等
  - 企業の子育て支援の取組みに対する評価等
3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
  - 母子保健施策の推進
  - 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備と家庭教育の支援
  - 子育て等に関する地域交流の活性化
  - 多様な需要に応える地域の子育て支援体制の整備
  - 児童虐待への対応
  - 農山漁村における子育て支援のための環境づくり
  - 子どもを犯罪等から守る活動の推進
  - 児童手当
4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
  - 必要などきに利用できる保育所等の受入枠の整備等
  - 利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスの普及促進
  - 保育サービスの質の確保と情報公開の推進
5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進
  - 「生きる力」を育てる学校教育等の推進
  - 柔軟な学校教育制度への改革
  - 学校、地域における家庭や子育ての意義等に関する学習の推進
  - 開かれた学校づくりの推進
  - 多様な人生設計に対応した柔軟な大学制度
  - 教育に伴う経済的負担の軽減
6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備
  - 良質な住宅の整備
  - 子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備
  - 農山漁村における生活環境の整備

### (少子化対策の推進体制等)

- 重点施策についての具体的実施計画（新エンゼルプラン）の策定

# 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）の要旨

平成11年12月19日

## I. 趣旨

- 少子化対策については、これまで「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（平成6年12月大蔵・厚生・自治大臣合意）等に基づき、その推進を図ってきたところ
- このプランは、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意）

## II. 主な内容

### 1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実

- (1) 低年齢児（0～2歳）の保育所受入れの拡大
- (2) 多様な需要に応える保育サービスの推進
  - ・ 延長保育、休日保育の推進等
- (3) 在宅児も含めた子育て支援の推進
  - ・ 地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進
- (4) 放課後児童クラブの推進

### 2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

- (1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
  - ・ 育児休業制度の充実に向けた検討、育児休業給付の給付水準の40%への引上げ（現行25%）、育児休業取得者の代替要員確保及び原職等復帰を行う事業主に対する助成金制度の創設等
- (2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
  - ・ 短時間勤務制度等の拡充や子どもの看護のための休暇制度の検討等
- (3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援
  - ・ 再就職希望登録者支援事業の整備

### 3. 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

- (1) 固定的な性別役割分業の是正
- (2) 職場優先の企業風土の是正

### 4. 母子保健医療体制の整備

- ・ 国立成育医療センター（仮称）、周産期医療ネットワークの整備等

### 5. 地域で子どもを育てる教育環境の整備

- (1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
  - ・ 子どもセンターの全国展開等
- (2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備
  - ・ 家庭教育24時間電話相談の推進等
- (3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実
- (4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

### 6. 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

- (1) 学習指導要領等の改訂
- (2) 平成14年度から完全学校週5日制を一斉に実施
- (3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進
  - ・ 総合学科、中高一貫教育校等の設置促進
- (4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備
- (5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進
  - ・ 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備、スクールカウンセラー等の配置

### 7. 教育に伴う経済的負担の軽減

- (1) 育英奨学事業の拡充
- (2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

### 8. 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

- (1) ゆとりある住生活の実現
- (2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備
- (3) 安全な生活環境や遊び場の確保

# 新 エ ン ゼ ル プ ラ ン の 推 進

平成13年度予算額(案) 3,153億円

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

|                     | 12年度                                 | 13年度                                  | 16年度目標値                     |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| ○低年齢児受入れの拡大         | 59.8 万人                              | 61.8 万人                               | 68 万人                       |
| ○延長保育の推進            | 8,000 か所                             | 9,000 か所                              | 10,000 か所                   |
| ○休日保育の推進            | 100 か所                               | 200 か所                                | 300 か所                      |
| ○乳幼児健康支援一時預かりの推進    | 200 市町村                              | 275 市町村                               | 500 市町村                     |
| ○多機能保育所等の整備         | 305 か所<br>(11' 補正 88 か所)<br>計 393 か所 | 298 か所<br>(12' 補正 88 か所)<br>累計 779 か所 | 累計 2,000 か所                 |
| ○地域子育て支援センターの整備     | 1,800 か所                             | 2,100 か所                              | 3,000 か所                    |
| ○一時保育の推進            | 1,800 か所                             | 2,500 か所                              | 3,000 か所                    |
| ○ファミリー・サポート・センターの整備 | 82 か所                                | ※ 182 か所                              | 180 か所                      |
| ○放課後児童クラブの推進        | 9,500 か所                             | 10,000 か所                             | 11,500 か所                   |
| ○フレイフレイ・テレフォン事業の整備  | 39都道府県                               | 43都道府県                                | 47都道府県                      |
| ○再就職希望登録者支援事業の整備    | 24都道府県                               | 33都道府県                                | 47都道府県                      |
| ○周産期医療ネットワークの整備     | 13都道府県                               | 20都道府県                                | 47都道府県                      |
| ○小児救急医療支援事業の推進      | 240 地区                               | 240 地区<br>(小児救急の確保の調整)<br>360 地区      | (13年度)<br>360 地区<br>(2次医療圏) |
| ○不妊専門相談センターの整備      | 24 か所                                | 30 か所                                 | 47 か所                       |

※ ファミリー・サポート・センターについては、日本新生特別枠要望の過程で早期に整備を図ることとした。

# 1. 【今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）】

（平成6年12月16日策定）

少子化の一層の進行や女性の社会進出など子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、今後10年間ににおける子育て支援のための基本的方向と重点施策を盛り込み、文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定

## [考え方]

- |                     | (基本的方向) | (重点施策)                              |
|---------------------|---------|-------------------------------------|
| ①子育てと仕事の両立支援        | →       | 育児休業給付の実施など<br>延長保育等多様な保育サービスの充実など  |
| ②家庭における子育て支援        | →       | 地域子育て支援センターの大幅拡充など<br>母子保健医療体制の充実など |
| ③子育てのための住宅及び生活環境の実現 | →       | ゆとりある住宅の整備など                        |
| ④ゆとりある教育の実現と健全育成    | →       | 教育内容・方法の改善など                        |
| ⑤子育て費用の軽減           | →       | 育英奨学事業の充実など                         |

# 2. 【当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業；平成7年度から平成11年度）】

（平成6年12月18日策定）

エンゼルプランの施策の具体化の一環として、女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、当面緊急に整備すべき保育対策等について大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、平成11年度までの目標を定めた「緊急保育対策等5か年事業」を策定

## [緊急保育対策等5か年事業の整備目標]

- |                 | (平成6年度)     | → | (平成11年度) |
|-----------------|-------------|---|----------|
| ①低年齢児受入れ枠の拡大    | 45万人        | → | 60万人     |
| ②多機能保育所の整備      | 平成7年度から5年間で | → | 1,500か所  |
| ③延長保育の促進        | 2,230か所     | → | 7,000か所  |
| ④一時保育の推進        | 450か所       | → | 3,000か所  |
| ⑤地域子育て支援センター    | 236か所       | → | 3,000か所  |
| ⑥放課後児童健全育成事業    | 4,520か所     | → | 9,000か所  |
| ⑦乳幼児健康支援一時預かり事業 | 30か所        | → | 500か所    |

# 緊急保育対策等5か年事業の実績

| 実績値・目標値等<br>各 項 目                          | A<br>計画開始前<br>6年度実績 | B<br>計画最終年<br>11年度実績 | C<br>計画された<br>11年度目標 | D<br>達成率<br>B÷C | E<br>増加実績<br>増か所数<br>増率/倍率 | 備 考                           |
|--------------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------|----------------------------|-------------------------------|
| 低年齢児受入枠<br>〔0～2歳の保育所における<br>受入枠〕           | 45.1万人              | 56.4万人               | 60万人                 | 94%             | 11.3万人増<br>25%増            | 人数は年度内各<br>月平均。11年度<br>は一部推計。 |
| 延長保育<br>〔通常の11時間を超える保<br>育〕                | 1,649ヶ所             | 5,125ヶ所              | 7,000ヶ所              | 73%             | 3,476ヶ所増<br>3.1倍           |                               |
| 乳幼児健康支援一時預かり<br>〔病気回復期の乳幼児の一<br>時預かり〕      | 7ヶ所                 | 110ヶ所                | 500ヶ所                | 22%             | 103ヶ所増<br>15.7倍            |                               |
| 放課後児童健全育成事業<br>〔共働き家庭等の小学校低<br>学年児童の放課後対策〕 | 5,313ヶ所             | 8,392ヶ所              | 9,000ヶ所              | 93%             | 3,079ヶ所増<br>58%増           |                               |
| 地域子育て支援センター<br>〔育児相談や育児サークル<br>支援等のセンター〕   | 118ヶ所               | 997ヶ所                | 3,000ヶ所              | 33%             | 879ヶ所増<br>8.4倍             |                               |
| 一時保育<br>〔育児疲れ解消、パート就<br>労対応等の一時預かり〕        | 387ヶ所               | 685ヶ所                | 3,000ヶ所              | 23%             | 298ヶ所増<br>77%増             |                               |
| 多機能保育所の整備<br>〔多様なサービスを提供で<br>きる保育所の整備〕     | ——                  | 5か年累計<br>1,391ヶ所     | 5か年累計<br>1,500ヶ所     | 93%             | ——                         |                               |

## 少子化への対応を推進する国民会議の開催について

平成 1 1 年 6 月 2 8 日  
内 閣 総 理 大 臣 決 裁  
平成 1 3 年 1 月 6 日  
一 部 改 正

### 1. 趣旨

少子化への対応を考える有識者会議で提言されたように、少子化に対応するためには、国民的な理解と広がりをもって、家庭や子育てに夢を持つことができる環境を整備しなければならない。このため、各界関係者の参加により、少子化への対応を推進する国民会議（以下「国民会議」という。）を開催する。

### 2. 検討課題

- (1) 「少子化への対応を考える有識者会議」提言中の具体的方策について、それぞれの担当する施策を推進するとともに、その進捗状況及び今後の実施方策等について情報を交換し、各施策の推進に資すること。
- (2) 少子化への対応に関し、広く国民に向けた情報発信を行うこと。

### 3. 構成

- (1) 国民会議は、内閣総理大臣及び別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 国民会議は、内閣総理大臣が主宰し、議長となる。
- (3) 国民会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

### 4. 庶務

国民会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

### 5. その他

以上のほか、国民会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 少子化への対応を推進する国民会議委員

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 赤崎 義則 | 全国市長会会長                   |
| 秋田 幸子 | 全国地域婦人団体連絡協議会会長           |
| 秋山 喜久 | 関西経済連合会会長                 |
| 磯部 頼子 | 全国国公立幼稚園長会会長              |
| 稲葉 興作 | 日本商工会議所会頭                 |
| 今井佐知子 | 日本PTA全国協議会会長              |
| 岩男壽美子 | 武蔵工業大学環境情報学部教授・慶応義塾大学名誉教授 |
| 氏家齊一郎 | 日本民間放送連盟会長                |
| 海老沢勝二 | 日本放送協会会長                  |
| 奥田 碩  | 日本経営者団体連盟会長               |
| 小椋 佳  | 作詩・作曲家                    |
| 上村 一  | 日本保育協会理事長                 |
| 紺野美沙子 | 女優・国連開発計画親善大使             |
| 清水 司  | 全国都道府県教育委員会連合会会長          |
| 鈴木 光司 | 作家                        |
| 土屋 義彦 | 全国知事会会長                   |
| 坪井 栄孝 | 日本医師会会長                   |
| 長尾 立子 | 全国社会福祉協議会会長               |
| 原田 睦民 | 全国農業協同組合中央会会長             |
| 三浦 貞子 | 全日本私立幼稚園連合会会長             |
| 南 裕子  | 日本看護協会会長                  |
| 八代 尚宏 | 上智大学国際関係研究所教授             |
| 山口 信夫 | 住宅生産団体連合会会長               |
| 山本 文男 | 全国町村会会長                   |
| 鷲尾 悦也 | 日本労働組合総連合会会長              |
| 渡邊 恒雄 | 日本新聞協会会長                  |

## 国民的な広がりのある取組みの推進について（概要）

平成 12 年 4 月 25 日  
（少子化への対応を推進する国民会議）

### 経 緯

- ◎ 少子化への対応は、政府の施策のみで達成されるものではなく、地域や家庭、職場など、国民的な広がりのある取組みが重要であるため、第1回国民会議の開催（昨年6月）以降、関係団体の中堅が集まる幹事会において、各団体の当面の取組みを中心に、具体的に検討。

〔注〕国民会議は、総理主宰の下、労使、福祉、医療、教育、地方、マスコミなど21の関係団体の代表者と5名の有識者で構成。

- ◎ 本年3月末の幹事会において、その成果を「国民的な広がりのある取組みの推進について（案）」として取りまとめ、4月25日の国民会議に報告し、国民会議の取組みとして了承。

### 概 要

- 取組みは、幅広い形で推進。
  - ・ 各団体がそれぞれ実施する取組み
  - ・ 複数の団体が連携して実施する取組み（地方レベルでも連携）
  - ・ 国民会議の名で実施する取組み
- 少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランに基づく政府の施策との連携にも留意。

#### 1. 少子化への対応についての社会的な気運の醸成

〔例〕

- 家庭や子育てに夢を持つことができる環境の整備を呼びかける全国的なキャンペーンを実施する。（国民会議）
- 関係団体の連携を促進するための情報提供を行う。（国民会議）
- 男性の意識改革や職場の雰囲気づくりなど、各種のセミナー等を通じて企業への啓発を進める。（日本経営者団体連盟、日本商工会議所、関西経済連合会）

#### 2. 子どもを産み育てやすい地域の環境整備

〔例〕

- 新エンゼルプランと連携して、地域における母子保健医療体制を充実する。  
（日本医師会）
- 出産後の里帰りの増加への対応などについて具体的に検討し、取組みを進める。  
（日本看護協会）
- 子育て中の親同士が出会える場や、悩みを相談できる場をつくる。  
（全国地域婦人団体連絡協議会）
- 都市部に比べ高い出生児数を維持している農村地域への女性の定住が進むよう環境整備を行う。  
（全国農業協同組合中央会）

- 地方公共団体相互の情報交換の拠点として、都道府県、市町村の施策に関する情報の蓄積・提供を行う。  
(全国知事会、全国市長会、全国町村会)
- 新エンゼルプランと連携して、保育所等において、地域子育て支援センターや一時保育への取組みを拡大する。  
(全国社会福祉協議会、日本保育協会)
- 幼稚園においても子育て相談の実施や井戸端会議の場所の提供を行う。  
(全日本私立幼稚園連合会、全国国公立幼稚園長会)
- 児童虐待問題について、関係団体間で連携を図りながら、取組みを強化する。  
(全国社会福祉協議会など)

### 3. 仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備

[例]

- 育児休業の取得の奨励など、労使の話し合いの下で職場環境の整備が進められるよう、企業・経営者に対する働きかけを行う。  
(日本経営体連盟、日本商工会議所、関西経済連合会)
- 労働時間短縮の促進など、ゆとりのある生活の実現に向けた環境整備のための取組みを進める。  
(日本労働組合総連合会)

### 4. 子育て支援サービスの拡充

[例]

- 新エンゼルプランの数値目標達成のため、保育所における低年齢児の受入拡大や延長保育等を進める。  
(全国社会福祉協議会、日本保育協会)
- 幼稚園での預り保育を拡大する。  
(全日本私立幼稚園連合会)

### 5. 学校や家庭における教育の推進

[例]

- 都道府県教育委員会の取組状況を調査し、先進的な事例などを紹介する。  
(全国都道府県教育委員会連合会)
- 新エンゼルプランに盛り込まれた家庭教育ノートを活用した家庭教育を実践する。  
(日本PTA全国協議会)

### 6. 良質な住宅の普及

[例]

- 定期借家法の周知を図るためのパンフレットの配布や講習会を実施する。  
(住宅生産団体連合会)

※ ( ) 内の団体名は実施主体を表している。

## 仕事と家庭の両立支援対策の充実について

### (女性少年問題審議会建議の概要)

平成13年2月  
厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局

標記については、平成12年7月25日から女性少年問題審議会において検討が進められていたところであるが、同年12月22日に以下の内容の建議が行われたところである。厚生労働省としては、これを踏まえ、今通常国会へ育児・介護休業法の改正法案を提出する予定である。

#### 1 育児・介護休業から復帰後の職務・処遇について

育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いを禁止することが適当

#### 2 時間外労働の制限について（ポスト激変緩和措置）

小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う男女労働者が、1年間について150時間、1箇月間について24時間を超える時間外労働の免除を請求することができる法的枠組みを創設することが適当

#### 3 勤務時間の短縮等の措置について

現在1歳に達するまでの子を養育する労働者に関して選択的に講ずることが義務付けられている短時間勤務制度、フレックスタイム制など就業しつつ子を養育することを容易にする措置の対象となる子の年齢を3歳に引き上げることが適当

#### 4 子どもの看護休暇について

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子の看護休暇制度の導入に努めるべき旨の規定を設け、その導入促進を図ることが適当



女少審発第13号  
平成12年12月22日

労働大臣  
坂口 力 殿

女性少年問題審議会  
会長 若 菜 允 子

仕事と家庭の両立支援対策の充実について（建議）

女性少年問題審議会は、女性部会において、本年7月以来、仕事と家庭の両立支援対策について審議を行ってきたが、今般、別紙のとおり部会報告が取りまとめられた。

労働省においては、審議の経過及び報告の内容を十分尊重して、仕事と家庭の両立支援対策の充実のための必要な法的整備を速やかに行うよう建議する。

少子・高齢化、核家族化等が進行する中で、男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、大きな課題である。このことは、結婚、出産後に働き続けることを希望する女性が増加していることや、近い将来労働力人口の減少に直面せざるを得なくなっていることを考慮すると、女性の能力発揮を促進するという観点からも重要であり、また、女性が育児・介護責任をより重く負っている現状にかんがみると、雇用の分野における実質的な男女の機会均等や男女共同参画社会の実現のためにも重要である。

特に、急速な少子化の進展は、労働力人口の減少や現役世代の負担の増大などを通じ、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されているが、その背景として固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の組織風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることが強く指摘されている。

このような状況を併せ考えると、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも、21世紀を迎える我が国にとって重要な喫緊の課題となっている。

こうした中で、育児休業については、「育児休業等に関する法律」の制定により、30人を超える労働者を雇用する事業所の労働者に関しては平成4年4月から、それ以外の事業所の労働者に関しては平成7年4月からその規定が適用され、併せて、平成7年4月、育児休業期間中の経済的な支援を行う育児休業給付が創設され、平成13年1月からはその給付水準が25%から40%に引き上げられるなど順次育児休業の取得を促進するための制度改正が行われてきたところである。

これらの取組によって、育児休業を取得した女性の割合は56.4%と半数を超えるに至った（平成11年度女性雇用管理基本調査）が、育児休業を利用しなかった者に育児休業制度の改善点を聞くと「育児休業の取得に対する職場の理解」、「元の仕事又は希望する仕事への復帰」や「職場復帰後の労働条件の改善」を挙げる者が多く（平

成12年女性労働協会調査)、育児休業から復帰後の労働条件等への不安を解消し、育児休業を取得しやすく職場復帰をしやすい環境を整備することが強く求められている。

また、育児休業取得者の割合が相当程度高まってきた結果、新たに、労働者が育児休業から復帰した後に働き続ける上で必要な子育てのための時間の確保等の課題が顕在化してきた。一方、時間外労働に関する女子保護規定の解消に伴い平成11年4月より実施されている、子の養育又は家族の介護を行う女性労働者に対する激変緩和措置が平成13年度末をもって終了することとなっている。もとより所定外労働の削減等により労働時間の短縮を推進することが必要であるが、長時間の時間外労働が多く行われている実態も見られる中で、同措置の終了により男女を問わず仕事と子育ての両立が困難となる事態が懸念される。さらに、労働者が子育てをしながら働き続けるためには、子どもが1歳に達した後においても、短時間勤務制度やフレックスタイム制等子育てに必要な時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる仕組みが有効であり、そのニーズも高いが、これらの措置の実施率は低い状況にある。また、子どもが病気や怪我の際に休むことができない、あるいは休みにくいという問題を解決することも重要となってきた。さらに、子育てをしている労働者が遠隔地への転勤を命じられた場合には仕事と子育ての両立が困難となり、働き続けることができなくなるという問題への対応も求められている。

加えて、男女の固定的な性別役割分担意識や職場優先の組織風土から、育児休業の取得や子育てをしながら働き続けることに対して、事業主だけでなく上司、同僚も含めた職場の理解が不足していることも仕事と子育ての両立の負担感を重くしている。また、そのような意識や組織風土も反映し、育児休業取得者に占める男性の割合は2.4%と低い水準に止まっている(平成11年度女性雇用管理基本調査)。

以上のような点を総合的に考慮すると、下記の基本的な考え方に従って仕事と家庭の両立支援対策の充実のために必要な法的整備を行うことが適当である。

なお、これらの点に加え、仕事と子育ての両立を容易にしていくためには、職場だけではなく、社会全体で、安心して子育てができるような様々な環境整備を行うことが求められていることは言うまでもない。このため、多様な保育サービス需要に対応

して、低年齢児を中心とする保育所受入枠の拡大や延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図り、また、子育ての孤立化や不安の解消のための支援を推進するとともに、乳幼児に対する保健サービスを休日に実施すること等により働きながら子育てを行う労働者の負担を軽減することが強く望まれる。

さらに、仕事と家庭との両立支援を促進していくに当たっては、今後、男女労働者ともに様々な生活、家庭事情を有するようになると考えられることを踏まえ、こうした労働者が最大限に能力を発揮できる社会の実現に向け、男女労働者、企業及び社会全体で責任を分担していくことが必要である。

## 記

- 1 労働者が安心して育児休業や介護休業を取得できるようにするためには、育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いはあってはならないものであり、これを禁止することが適当である。

この場合、不利益取扱いの判断に当たっての考え方を具体化することが適当である。

- 2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う一定範囲の男女労働者が、一定水準を超える時間外労働の免除を請求することができる法的枠組みを作る必要がある。

この場合、その水準は、女子保護規定の解消に伴う激変緩和措置との連続性も考慮し、1年間について150時間、1箇月間について24時間とすることが適当である。また、その対象者の範囲については、深夜業の制限の制度との関係を考慮する必要がある。

- 3 短時間勤務制度、フレックスタイム制など就業しつつ子を養育することを容易に

する措置については、労使にとって、仕事と子育ての調和を図る上で現実的かつ有効な制度であるので、現在1歳に達するまでの子を養育する労働者に関して選択的に講ずることが義務づけられているが、その基本的枠組みを維持しつつ、子の年齢を3歳に引き上げることが適当である。

本項については、子の年齢は現行法の規定を維持し、これを上回る年齢の引き上げは労使の自主的取組に委ねるべきであるとする意見、子の年齢を小学校就学の始期に引き上げるとともに、短時間勤務の制度を設けることを全事業主に義務づけるべきであるとする意見もある。

- 4 子どもの急な負傷や疾病の際に休暇を取得しやすくし、また年次有給休暇を使い切る不安を持たずに休暇を取得できるようにするためには、労働者が子の看護のために休暇を請求することができる法的枠組みを作ることが望ましいが、看護休暇制度の普及状況等を考慮すると、当面、事業主は小学校就学の始期に達するまでの子の看護休暇制度の導入に努めるべき旨の規定を設け、その導入促進を図ることが適当である。

本項については、看護休暇という法的枠組みを作ることによって解決できる問題ではなく、意識啓発によって労使の認識を高め、その自主的取組を促すべきであるとする意見、労働者が子の看護のために休暇を請求できる法的枠組みを早急に作るべきであるとする意見もある。

- 5 子の養育や家族の介護を行っている労働者にとっては、住居の移転等を伴う就業場所の変更が、雇用の継続を困難にしたり、仕事と家庭の両立に関する負担を著しく大きくする場合もあるため、事業主は当該労働者に係る就業場所の変更については、仕事と育児又は介護との両立を困難にすることがないよう配慮をすることとすることが適当である。

6 固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の組織風土の是正を図るため、国民一般に広く働きかけることはもとより、事業主や職場における上司、同僚の理解を高めるための意識啓発を積極的に行う必要がある。その際、男性の育児休業の取得率が低い現状にかんがみ、男性の育児休業の取得が促進されるよう配慮することも重要である。また、各事業所における仕事と家庭の両立のための取組に係る実施体制を明確化することとし、これらの仕組みを法律の中に盛り込むことが適当である。

7 期間を定めて雇用される者については、育児休業の対象とすることは困難であると考えられるが、労働契約が反復更新される等により実質上期間の定めなく雇用されていると判断される者が育児休業の対象となることは当然であり、その取扱いを具体化することが適当である。

本項については、期間を定めて雇用される者を育児・介護休業制度の対象とすべきであるとする意見もある。

8 介護休業制度については、平成11年4月から、また、介護保険制度も本年4月から施行されたばかりであり、その検討に当たっては介護休業制度の実施状況や公的介護サービスの状況等を勘案する必要がある、基本的には、今しばらくこれらの状況を見極めた上で検討すべきである。

## 1 激変緩和措置について

厚生労働大臣が36協定で定める時間外労働の限度に関する基準を定めるに当たっては、小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う女性労働者のうち希望者については、平成14年3月31日までの間、通常の労働者よりも短い時間外労働の限度に関する基準を定めることとされた(労働基準法第133条)。

### [時間外労働の限度に関する基準等]

#### ・ 時間外労働の限度に関する基準

(時間)

| 期 間  | 男女一般労働者の<br>限度時間 (注1) | 激変緩和措置対象労働者の限度時間 |                                |     |
|------|-----------------------|------------------|--------------------------------|-----|
|      |                       | 工業的事業<br>①       | 非工業的事業<br>②                  ③ |     |
| 1 週間 | 1 5                   | 6 (注2)           | —                              | —   |
| 2 週間 | 2 7                   | —                | 1 2                            | —   |
| 4 週間 | 4 3                   | —                | —                              | 3 6 |
| 1 箇月 | 4 5                   | —                |                                |     |
| 2 箇月 | 8 1                   | —                |                                |     |
| 3 箇月 | 1 2 0                 | —                |                                |     |
| 1 年間 | 3 6 0                 | 1 5 0            |                                |     |

① 製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業等

② 保健衛生業、接客娯楽業

③ 林業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、清掃・と畜業等

(注1) 対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者については、これらより短い限度時間が定められている。

(注2) 決算のために必要な業務については、2週間12時間とすることができる。

## 2 ポスト激変緩和措置について

- (1) 平成10年の労働基準法の一部を改正する法律附則では、平成14年3月31日までの間において、子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働が長時間にわたる場合には当該労働者が時間外労働の免除を請求することができる制度に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第11条第2項）。
- (2) 同法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議において、家族的責任を有する労働者が一定水準を超える時間外労働の免除を請求することができる制度についての検討に当たっては、その水準について激変緩和措置との連続性に十分留意することとされている。

## 3 現行の育児を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置

- (1) 1歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものについては、事業主には、次のいずれかの措置を講ずる義務が課される（育児・介護休業法第19条）。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営、育児サービスに係る費用の負担等

- (2) 1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、事業主には、育児休業の制度又は上記1)に準じた措置を講ずる努力義務が課される（育児・介護休業法第20条）。

女性少年問題審議会委員名簿

12. 4. 18 現在

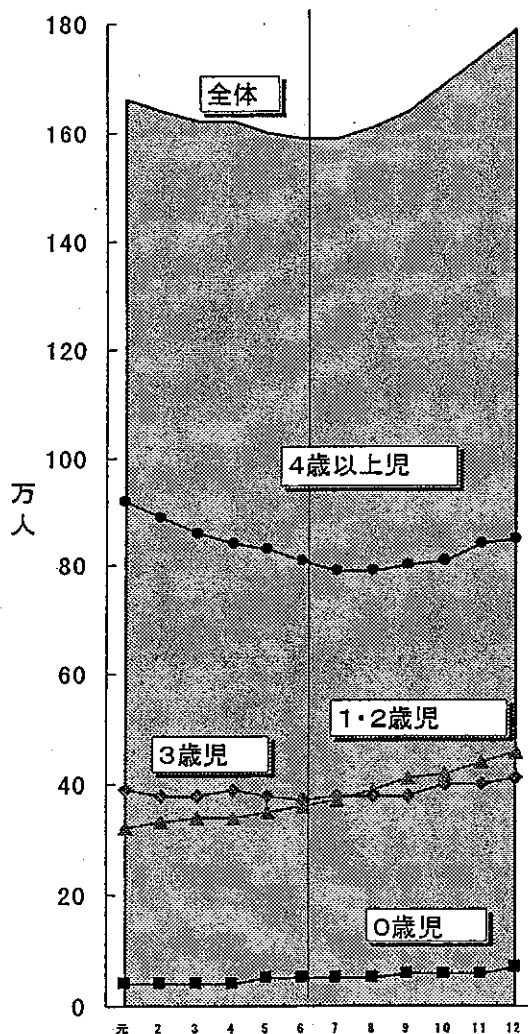
|               |           | 氏 名                      | 役 職 等                  |
|---------------|-----------|--------------------------|------------------------|
| 学 識 経 験 者     |           | ○ か な ま さ こ<br>若 菜 允 子   | 弁 護 士                  |
| 女 性 部 会       | 学 識 経 験 者 | ○ あ り ま さ こ<br>△ 渥 美 雅 子 | 弁 護 士                  |
|               |           | お く や ま あ き ら<br>奥 山 明 良 | 成城大学教授                 |
|               |           | つ じ や ま え い こ<br>辻 山 栄 子 | 武蔵大学教授                 |
|               |           | やす えだ ひで のぶ<br>安 枝 英 訓   | 同志社大学教授                |
|               | 労働者代表     | あ き もと か お る<br>秋 元 かおる  | ゼンセン同盟常任中央執行委員 女性局長    |
|               |           | かた おか ち う こ<br>片 岡 千 鶴 子 | レジャー・サービス連合中央執行委員・女性局長 |
|               |           | よし みや そ う こ<br>吉 宮 聰 悟   | 日本労働組合総連合会総合男女平等局長     |
|               | 使用者代表     | す な が ひろし<br>須 永 宏       | 日本経営者団体連盟労務法制部部長       |
|               |           | やま さき かつ や<br>山 崎 克 也    | 全国中小企業団体中央会事務局長        |
|               |           | わた なべ よし ひで<br>渡 邊 佳 英   | 大崎電気工業（株）代表取締役社長       |
| 勤 労 青 少 年 部 会 | 学 識 経 験 者 | △ い な が み たけし<br>稲 上 毅   | 東京大学教授                 |
|               |           | か と う ひで お<br>加 藤 日出男    | （社）日本勤労青少年団体協議会会長      |
|               |           | わた なべ み え こ<br>渡 邊 三 枝 子 | 筑波大学教授                 |
|               | 労働者代表     | おか もと なお み<br>岡 本 直 美    | NHK関連労働組合連合会副議長        |
|               |           | さ と う たか し<br>佐 藤 孝 司    | 日本食品関連産業労働組合連合会書記長     |
|               |           | そう ま すえ かず<br>相 馬 末 一    | JAM常任参与                |
|               | 使用者代表     | おお つか きよ こ<br>大 塚 きよ 子   | トヨタ自動車工業株式会社企業PR部主査    |
|               |           | こ じま きぬ こ<br>児 島 絹 子     | （株）東京ソワール代表取締役社長       |
|               |           | まん だ たか ひさ<br>萬 田 貴 久    | 日本書店商業組合連合会会長          |

◎会長 ○会長代理 △部会長

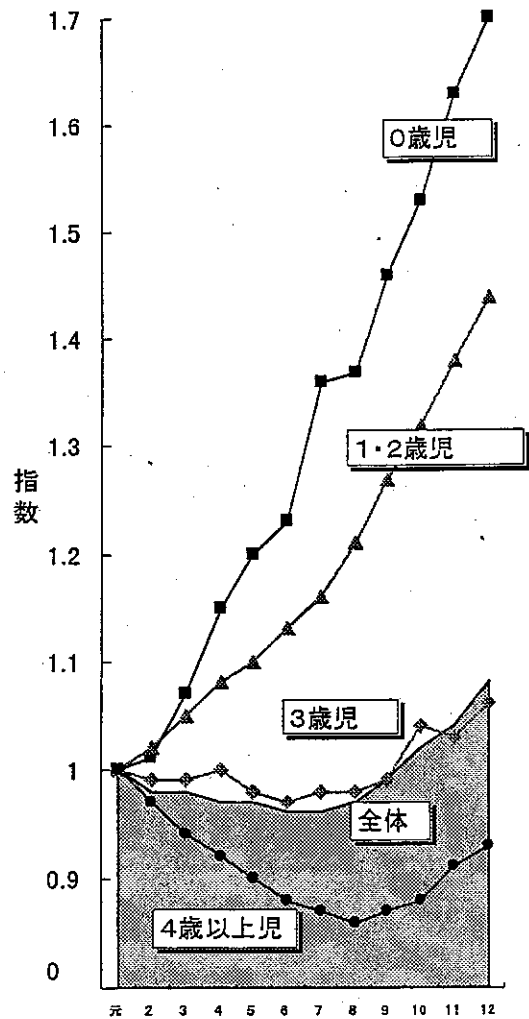
## 保育施策について

- 少子化を背景に保育所利用児童は減少していたが、平成7年以降は増加。これに対応できるように保育サービス量の拡充を図るとともに、多様な保育サービスの普及、専業主婦家庭も含めた子育て家庭支援の拡充を行っている。

利用児童数；万人（4月1日現在）



伸び率；指数；元=1（4月1日現在）



|       | 元年        | 6年        | 12年       |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 合計    | 1,662,465 | 1,592,698 | 1,788,302 |
| 0歳児   | 38,614    | 47,676    | 65,798    |
| 1・2歳児 | 319,832   | 360,466   | 460,932   |
| 3歳児   | 386,255   | 373,005   | 409,097   |
| 4歳児以上 | 917,764   | 811,551   | 852,475   |

|       | 元年 | 6年   | 12年  |
|-------|----|------|------|
| 合計    | 1  | 0.96 | 1.08 |
| 0歳児   | 1  | 1.23 | 1.70 |
| 1・2歳児 | 1  | 1.13 | 1.44 |
| 3歳児   | 1  | 0.97 | 1.06 |
| 4歳以上児 | 1  | 0.88 | 0.93 |

○ 保育関係予算の推移（単位：億円）

| 9'    | 10'   | 11'   | 12'   | 13' 案 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3,657 | 3,875 | 4,236 | 4,290 | 4,494 |

・ 13年度予算案の主な内容

|              | (12')   |   | (13' 案) |
|--------------|---------|---|---------|
| 低年齢児受入       | 59.8万人  | → | 61.8万人  |
| 延長保育         | 8,000か所 | → | 9,000か所 |
| 休日保育         | 100か所   | → | 200か所   |
| 乳幼児健康支援一時預かり | 200市町村  | → | 275市町村  |
| 地域子育て支援センター  | 1,800か所 | → | 2,100か所 |
| 一時保育         | 1,800か所 | → | 2,500か所 |

○ 規制緩和による保育施策の推進

・ 定員の弾力化（11年度改正）

待機児童の解消、年度途中の受入等のため、年度当初は定員プラス15%まで、年度途中は定員プラス25%までを許容。産休・育休明け対応の場合は更に緩和。

・ 保育所分園方式の導入（10年度実施）

都市部やへき地など単独の保育所の設置が困難な地域において、本園と連携を図った分園（12年12月：52か所）の制度を導入。

・ 設置主体制限の撤廃（12年3月実施）

市町村と社会福祉法人に限定していた設置主体制限を撤廃。

株式会社、学校法人、NPO、農協、生協なども保育所が設置可能に。（12年12月：株式会社立3か所、宗教法人立1か所）

・ 保育所の最低定員を30人から20人に引下げ。（12年3月実施）

・ 賃貸方式の認容（12年3月実施）

自己所有が原則だった土地建物について、賃貸方式を容認。

○ 少子化対策臨時特例交付金（平成11年度交付）

市町村に少子化対策臨時特例交付金2,000億円を交付。保育所関係は、1,341億円。これを契機に待機児童のいる市町村で待機解消計画を策定。

・ 待機児童の状況（平成12年4月現在）

| 児童の区分 | 待機児童数   |
|-------|---------|
| 0～2歳児 | 21,999人 |
| 3歳児以上 | 10,934人 |
| 合 計   | 32,933人 |

※32,933人は、同時期の入所児童数の1.8%に当たる。

・ 待機児童の解消について、本年4月に関係市区よりヒアリングを予定。